

さいたま市立中等教育学校（仮称）整備事業

要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

平成27年9月25日
さいたま市

■要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1	4	(1)	基本的枠組み	通学方法は、公共交通機関を基本とし、後期課程の生徒は自転車通学を可とする。とございますが、前期課程の生徒は自転車通学をしないとの認識でよろしいでしょうか。	前期課程の生徒の通学方法は、公共交通機関を基本としています。
2	2	第1	4	(1)	カ 開校時期	最後の西高在校生（3年生）のクラス数及び1クラス当たりの生徒数の大まかな想定をご教示頂けないでしょうか。	8クラス、各30名で240名を想定しています。
3	4	第1	4	(3)	(カ)他の中学校・高等学校への教育実践の普及	②項に「授業公開」とありますが、具体的にどのような方法で公開されるのでしょうか。教室内部に入る参観か、廊下からの参観か、或いはICT等を利用した通信による公開か、想定される方法をご教示頂けないでしょうか。	授業公開については、ご質問のとおり教室内部に入る参観や、廊下からの参観、ICT等を活用した方法などが想定されます。具体的な方法に関しては、学校開校後の運用になります。
4	5	第1	6		本事業のスケジュール	Ⅱ期工事建設期間の着手となっている平成32年4月は絶対条件なのでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	8	第1	8	(2)	要求水準の変更手続き	要求水準の変更にあたっては、貴市と事業者との協議を経て、両者合意の上、変更が決定されるという理解で宜しいでしょうか。また、貴市の事由による変更にあたっては、契約変更にかかる弁護士費用、変更に伴う金融費用等、事業者側に生じる合理的な費用につきましては、貴市にてご負担頂けるという理解で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、入札説明書等に示します。
6	8	第1	8	(2)	要求水準の変更手続き	「市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。」とありますが、変更の内容については貴市及び事業者の協議と合意に基づき変更されるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 5の回答をご参照ください。
7	8	第1	8	(2)	要求水準の変更手続き	事業契約書の変更内容によっては、シニアレンダーによる再審査や契約改定のための弁護士費用が発生することがあります。貴市の事由による変更契約を行う場合、当該変更契約に伴う金融費用ならびに弁護士費用について、貴市にてご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 5の回答をご参照ください。
8	8	第1	8	(2)	要求水準の変更手続き	事業者へ支払う対価を含め事業契約の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うとありますが、変更する内容等により効率的な変更方法について都度協議させて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約の変更が必要となった場合、効率的な変更方法について、都度協議を行います。
9	9	第2	2	(1)	地盤状況	公表いただいた資料1地質調査報告書には、孔内水平載荷試験結果が記載されておりません。これについては貴市より予め情報を頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	孔内水平載荷試験結果は保管していません。なお、本事業の設計に伴い必要な地質調査等については、事業者へ実施をお願いいたします。

■要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
10	9	第2	2	(1)	埋蔵文化財包蔵地等の状況	「埋蔵文化財発掘調査は本事業の対象外とする」とありますが、現西高敷地における発掘調査は完了しているという理解で宜しいでしょうか。	発掘調査は、完了していません。古墳の周溝、重層体育館の工事箇所のみ発掘調査を実施しています。
11	9	第2	2	(1)	埋蔵文化財包蔵地等の状況	資料2にある「埋蔵文化財包蔵地の範囲」及び「市指定文化財の範囲」では、新しい建造物の計画地対象外という理解で宜しいのでしょうか。 また、駐車場や花壇等の外構計画も不可能という事でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、不可能ではありませんが、文化財保護法等の手続きによりますので、発掘調査の未了箇所については、埋蔵文化財に影響が及ばないことが条件となります。
12	10	第2	2	(3)	インフラ整備状況	「関係機関に確認すること。」とありますが、消防を始め幾つかの機関が該当いたします。入札前に事前に関係機関に問い合わせをしても宜しいという事でしょうか。	公表している資料で不明な内容については、問い合わせさせていただいてかまいません。
13	10	第2	2	(4)	周辺道路状況	「さいたま市北部建設事務所土木管理課に確認すること。」とありますが、入札前に事前に関係機関に問い合わせをしても宜しいという事でしょうか。	公表している資料で不明な内容については、問い合わせさせていただいてかまいません。
14	11	第2	3	(1)	施設の基本要件	「ウ施設構成及び留意点」諸室構成に売店、自動販売機の設置場所の記載がありません。売店、自動販売機の設置場所は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	11	第2	3	(1)	施設の基本要件	事業者従業員の駐車場・駐輪場を整備することは、事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。また整備した場合、その使用料が発生するのであればその料金をご教示ください。	事業者従事員の駐車場・駐輪場の整備や、敷地内の駐車場利用はできません。ただし、業務に必要な資材、道具等を運ぶために、一時的に駐車場を利用することは可能です。
16	11	第2	3	(1)	施設の基本要件	給食室棟にはホールとあり、資料4に対象者と人数の記載がありますが、高校生もしくは保護者等がホールで食事をとることはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	11	第2	3	(1)	施設の基本要件	高校生が、昼食を喫食する場所は、各教室のみとの理解でよろしいでしょうか。	各教室やふれあい広場を想定しています。また、売店の周辺に飲食スペース等を設けることは、事業者の提案に委ねます。
18	11	第2	3	(1)	施設の基本要件	ウ項の施設構成及び留意点に、「延べ床面積については、想定規模面積を基準に+3%を上限とすること。」とありますが、下限面積の指定はありますか。	必要な機能が確保されていれば、下限面積の指定はありません。
19	11	第2	3	(1)	施設の基本要件	ウ項にⅠ期、Ⅱ期それぞれの諸室構成が表中に示されております。その中の諸室要求において、貴市のVFM向上を鑑み幾つかの諸室を、諸室諸元要件を変え、併用させるお考えはお有りでしょうか？ お有りでしたら、どの諸室を併用するか、またその場合の諸室諸元の条件をお示し頂けないでしょうか？	併用させる予定はありません。

■要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
20	12	第2	3	(1)	施設の基本要件	P12上段の【整備の留意点】の中の(ウ)について、西高在校生が利用する既存校舎の特別教室は、どの教室を示すのでしょうか？資料6 既存建築物等資料の図面での名称でお示し頂けないでしょうか？	主に化学室、生物室、物理室等の特別教室です。
21	12	第2	3	(1)	施設の基本要件	ウ項末尾の【整備の留意点】(ウ)に平成32年3月頃までは既存校舎及び駐輪場は解体しないとあります。しかし、I期・II期の計画範囲および各諸室運用の工夫により、西高在校生も新校舎を利用でき、既存校舎等の解体時期を早めることが可能であると思いますが、それでも既存校舎等の解体時期は変えられないのでしょうか。	既存校舎の解体時期は、変えられません。
22	13	第3	1	(1)		過去に周辺建物に対する電波障害の調査履歴がありましたらお示し頂けないでしょうか。	周辺建物に対し、電波障害対策を講じていますが、電波障害の調査結果はありません。対策を講じている区域図を、今後公表する予定です。
23	13	第3	1	(2)	調査業務	地歴調査の結果を既に貴市にて出された上で「法令等に基づく土壌調査義務はない」ということでしょうか。	土壌汚染対策法第4条及びさいたま市生活環境の保全に関する条例第80条による手続きが必要となります。過去の土地の状況及び環境対策課の情報を元に、上記手続き時に現地での土壌調査義務がないことを確認しています。
24	13	第3	1	(2)	調査業務	万一工事期間中に土壌汚染対策が求められた場合は、それに伴うコスト・工期（金融機関等にかかるコストも含む）は貴市の負担ということで宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
25	13	第3	1	(2)	調査業務	法令に基づく土壌調査義務はないとありますが、土地の改質面積は一期工事だけでも3000㎡を超えと思われる。土対法に伴う土壌調査が必要となりませんか？	土壌汚染対策法第4条及びさいたま市生活環境の保全に関する条例第80条による手続きにより、過去の土地の状況を報告する必要があります。
26	14	第3	3	(2)	負担金等申請補助	「市は『公立学校施設整備費負担金』等（文部科学省）を申請する予定」とありますが、申請の時期はI期工事の着工前であり、申請の対象となる工事対象と工事金額はI期工事となるということで宜しいでしょうか？	『公立学校施設整備費負担金』等（文部科学省）は前期課程の所有権を取得するために要する買収費を対象としています。申請の時期は、所有権移転前となります。対象は、I期工事校舎のみではなく、II期工事校舎の前期課程が共用する諸室についても対象となります。
27	14	第3	5	(1)	重点項目	「中等教育学校として教育課程の基準の特例を活かし」とありますが、具体的にどのような特例を示すのかを開示して頂けないでしょうか？	学校独自の教科を設定したり、学年を超えて学習内容を入れ替えるなど、一定の範囲の中で学校独自の教育課程を編成することができます。
28	15	第3	5	(4)	平面・動線計画	資料4「諸室諸元表」に、ホールと給食室が別棟となっておりますが、別棟にする理由をお示し頂けないでしょうか。	給食室・ホールの構造、利用形態、管理区分等により別棟としています。
29	15	第3	5	(4)	平面・動線計画	資料4「諸室諸元表」にある各室の面積についても、±●%の条件はありますか？	用途及び想定される最大使用人数より、○㎡程度としており、上下限は設けていません。

■要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
30	15	第3	5	(4)	平面・動線計画	カ項に「プールは可能な場合は屋上設置とするが(後略)」と記載がありますが、プールを地上型とした場合でも屋外開放プールと考えて宜しいですか？	屋外プールでかまいませんが、事業者の提案に委ねます。
31	15	第3	5	(4)	平面・動線計画	カ項に「プール等の体育施設は一般開放しない」とありますが、貴市が考える一般開放の対象となる諸室をご明示頂けないでしょうか？	記念室については、大宮西高等学校の歴史や実績を展示し、開放することを想定しています。
32	15	第3	5	(4)	平面・動線計画	キ項に「重層体育館は(中略)上履きで移動できる経路を確保すること」とありますが、これは後期課程からの動線も含め、屋内形式とし、要求水準書(案)P11に規定されている延べ床面積の内数として面積を見るという事でしょうか。	後期課程校舎からの動線も含め、上履きで移動できる経路としてください。校舎から重層体育館へは、屋根付きの渡り廊下とし、要求水準書(案)P11の延べ床面積の外数としてください。
33	15	第3	5	(4)	平面・動線計画	現在の渡り廊下も、上履きで移動とされているのでしょうか。	既存北校舎と既存南校舎は、屋内渡り廊下で上履きで移動としています。重層体育館の北西側入口に、既存校舎から屋根付き渡り廊下で上履きによる移動としています。
34	15	第3	5	(4)	平面・動線計画	コ項に「危険物・廃棄物等のためのスペース」とありますが、付属建屋の要・不要及び仕様の記載がございません。お示し願えますでしょうか。 この他に付属建屋がおありでしたら同様にお示しください。	危険物・廃棄物等のためのスペースについては、屋根付きとしてください。その他の付属建屋については、現状施設同等の倉庫を想定しています。
35	16	第3	5	(5)	断面計画	エ項に「天井高は原則3.0m」とありますが、±●cm、或いは最低●m以上という条件を示して頂けないでしょうか？	教室等の天井高は3.0m以上(原則3.0m)とし、部分的に高くしたり、低くしたりすることは可能です。なお、プール更衣室、ホール、給食室等については、利用上支障ない範囲の天井高として事業者の提案に委ねます。
36	16	第3	5	(7)	防災安全計画	ア項の主旨は囲障や門を学校敷地内にも適宜設けるという意味でしょうか？	校舎側敷地及びグラウンド敷地の外周部に設けるものです。
37	16	第3	5	(7)	防災安全計画	ア項に「囲障・門を設ける等により」とありますが、これは敷地外周での設置を意味しているのでしょうか？また「視認性の確保や死角をなくす」とあるのは、囲障や門にとらわれず、計画を検討するという理解でよろしいでしょうか？ 「囲障・門を設けることにより」が文中のどの文節にまでかかっているのか、分かりにくいのでお聞きした次第です。	前段については、NO.36をご参照ください。 後段については、ご理解のとおりです。
38	16	第3	5	(7)	防災安全計画	ウ項に「災害発生時に避難場所となるため(中略)・・・また、プールに浄水装置を設置すること」と記載がありますが、災害時に可搬式で利用する浄水装置と考えて宜しいですか？また、どの程度の能力が必要でしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、自動・手動式で2.0m ³ /時の能力を想定しています。

■要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
39	16	第3	5	(7)	防災安全計画	ウ項に「避難場所」とありますが、避難場所として利用を想定している施設（建屋や敷地等）はどこなのかを明示して頂けますでしょうか？	災害時に避難する場所として主に校庭を想定しており、避難後に避難生活を送る場所として、主に体育館や校舎を想定しています。
40	16	第3	5	(7)	防災安全計画	ウ項の「浄水装置」とは、飲料水対応のためなのか、消火用のためなのかを明示して頂けないでしょうか？	飲料水対応のものを想定しています。
41	16	第3	5	(7)	防災安全計画	ウ項のヘリサインはホバリングスペース（R）のことでしょうか。屋上だけでなくグラウンド等可能な空地に計画してよろしいでしょうか？	ヘリサインとは、災害時等にヘリコプター等が上空から確認できるように、施設の屋上に当該施設等の名称を表示する対空表示をいいます。ホバリングスペースではありません。なお、「さいたま市公共施設に係る対空表示整備事業における基本方針」を、今後公表する予定です。
42	17	第3	5	(7)	防災安全計画	ウ項に「耐震性の防火水槽（40m ³ 以上）の設置をすること」と記載がありますが、設置位置等の条件はございますか？また、設置時期は1期、2期いずれの工事完了までに設置と考えると宜しいですか？	既存の防火水槽がグラウンド内にあることから、学校の東側道路付近を想定しています。設置時期は、Ⅱ期工事完了までに設置となります。
43	17	第3	5	(7)	防災安全計画	既存の防火水槽が現在どこにあるのかをご明示していただけないでしょうか？	学校敷地内では、グラウンド側敷地の南東部に40m ³ のものがありません（資料3 上水道管理設図参照）。周辺の防火水槽については、消防施設課にご確認ください。
44	17	第3	5	(7)	防災安全計画	ウ項で求められている防火水槽を新しいプールにて代用することは可能でしょうか？	耐震性があり、容易に取水できることを求めているため、プールでの代用は不可とします。
45	18	第3	5	(10) イ	建物の長寿命化	「大規模修繕が最小限となるよう・・・施設計画とすること」とありますが、ここで言っている大規模修繕は、本件PFI期間終了後に発生するであろう大規模修繕のことですよね。	ご理解のとおりです。
46	18	第3	6	(1)	耐震性能	ア項に「鉄筋コンクリート造を基本とする」とありますが、鉄骨造等を採用するにあたり特段の要件等がありますでしょうか？	上階や外部からの遮音性の確保、地震時の揺れの抑制、屋根や外壁仕上げの耐久性の確保等により、鉄筋コンクリート造を要求水準としています。
47	18	第3	6	(1)	耐震性能	ク項以降に免震構造に関する記載がありますが、貴市は免震構造を想定し、予算や全体スケジュールをお組になられたのでしょうか？	耐震性能に関しては要求水準書（案）P18_第3_6(1)のとおりです。免震構造については、事業者の提案に委ねます。
48	19	第3	6	(2)	耐久性能	ウ項にある「構造体に係る維持管理計画・維持保全計画」の作成は、落札後の業務ということではよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
49	20	第3	7	(2)	インフラの引込み	貴市により開示されたインフラ資料と実際が異なる場合のリスク分担は、貴市の負担ということではよろしいでしょうか？	インフラ資料を参照し、事業者が関係機関に確認してください。また、本施設の設計に伴い必要な調査を事業者の判断により実施してください。

■要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
50	23	第3	7	(4)	電気設備	地上デジタル放送、FM、AM、BS、CSの各種テレビ・ラジオアンテナの設置又はCATVによる受信設備を設け・・・とございますが、受信契約の締結、受信料の支払いは市が行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	23	第3	7	(4)	電気設備	サ テレビ電波障害防除施設 「本施設建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生した場合には、本工事にてテレビ電波障害対策を行うこと」と記載されていますが、事前に電波障害発生地域を調査し、対策地域を想定して対策工事費を見込むことで良いですか？	電波障害発生地域の調査、対策費用を見込んでください。ただし、既に電波障害対策を講じている箇所については、除外してください。
52	23	第3	7	(4)	電気設備	ソ 昇降機設備 エレベーターは1台ということではよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
53	24	第3	7	(4) タ(オ)	太陽光発電設備	「売電収入は市に帰属する」と記載がありますが、設備は市の所有であり、売電収入が市に帰属することは当然かと思いますが、あえて記載しているのは何故でしょうか。 売電収入が一旦SPCに入る建付け等をお考えなのですか。	事業者所有の太陽光発電設備の設置を想定していないため、売電収入は市に帰属する旨を記載しています。
54	24	第3	7	(5)	機械設備	(ア) 給水設備 ⑤の屋上緑化を設ける場合の散水設備は自動散水ではなく散水栓でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
55	25	第3	7	(5)	機械設備	(ウ) 衛生設備 ④項にある記載は、『男子用と女子用は隣接させ、かつ男子用と女子用双方毎に一つ掃除用流しを設けるということではよろしいでしょうか？	隣接する男女トイレ共用の掃除用流し（一つ）を想定しています。ただし、双方に一つずつ設けることを制限しません。
56	25	第3	7	(5)	機械設備	イ 空調設備 「適正な室内環境を維持」とありますが、温湿度の要求水準を明示して頂けないでしょうか？	学校環境衛生基準のとおりです。
57	27	第3	8	(1)	外構	② 既存の門やフェンスの改修あるいは改築を貴市はお考えでしょうか？そのような場合、その範囲を明示して頂き、提案にばらつきが出ないように措置を取って頂けないでしょうか？	既存の門やフェンスの改築及び改修については、事業者の提案に委ねます。
58	27	第3	8	(1)		現在の敷地内に雨水貯留施設等がありますでしょうか。資料には記載がございません。	敷地内に、雨水貯留施設はありません。
59	27	第3	8	(2)	植栽	既存樹木等の残存指定、或いは植替え指定は有るのでしょうか？有るのであれば貴市にて予め明示して頂けないでしょうか？	記念品以外の既存樹木について、残存指定、植替えの指定はありません。提案による植樹を、既存樹木の植替えとしてもかまいません。

■要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
60	27	第3	8	(3)	駐車場	駐車場に南東のテニスコートを計画敷地とすることは可能でしょうか？	埋蔵文化財の包蔵地であり、テニスコートの利用があるので、計画敷地にはできません。
61	27	第3	8	(3)	駐車場	駐車場は自走式の複数層とすることは可能でしょうか？	平置きのみとします。
62	28	第3	8	(6)	駐車場	キ項に災害用マンホール型トイレと専用備品庫に関し、「設置場所については(中略)、市と協議の上、決定すること。」とありますが、提案時点では設置場所は明示しなくても構わないということでしょうか？	設置場所については、災害時の使い勝手を含めて、提案いただき、詳細な設置場所については、市と協議の上、最終決定するものとします。
63	28	第3	8	(6)	その他	「ゴミ置き場」の記載がございますが、屋根は不要でしょうか。	「ゴミ置き場」については、屋根を設けて下さい。
64	29	第4	1	(1)	備品等移設業務	什器備品撤去及び廃棄とありますが、処理を委託しようとする廃棄物の種類の許可を有している産業廃棄物収集運搬業者と直接、市と契約することは出来ませんか。	既存施設の什器備品撤去及び廃棄については、市で実施することを予定しています。既存施設の什器備品を、敷地内の指定した場所に運ぶまでを事業者の業務とします。
65	29	第4	1		備品等移設業務	記念品、什器備品に関し、「移設又は記録保存後撤去」とありますが、保管場所に関してご指定を頂けないでしょうか？	保管場所については、空き教室や重層体育館の使用しない箇所等、教育活動に支障のない場所を想定しています。
66	29	第4	1		備品等移設業務	工事計画地内にある記念品で移設を行うものと記録後撤去とありますが、既存の記念品について、リスト化され入札公告時に公表される予定の什器備品等一覧表にて開示頂けないでしょうか。	記念品(資料6 記念品配置図に記載)については、可能な限り移設してください。資料6 記念品配置図以外の記念品については、資料12 什器備品等一覧表にて公開予定です。
67	29	第4	2		解体・撤去及び建設工事業務に係る要求水準	資料13によると、埋蔵文化財包蔵地範囲ならびに市指定文化財範囲にまで工事仮囲いエリアが記載されておりますが、これらの範囲には新築建築物(上屋)は計画できないということでしょうか？	ご理解のとおりです。
68	29	第4	2			解体工事が予定されておりますが既存杭は新築建物との干渉がなければ存置することは可能でしょうか？	建築物などに不要である既存杭は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受け、適正に処理する必要があります。
69	30	第4	2	(1)	防音性・防振性への配慮	合理的に要求される範囲の近隣対応には工事車両搬入路の沿道家屋は含まれないとしてよろしいですか？	工事車両搬入路の沿道家屋についても、対象とします。
70	30	第4	2	(1)		施工中の仮駐車場を南東のテニスコートに計画することは可能でしょうか？	N0. 60の回答をご参照ください。

■要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
71	30	第4	2	(1)	その他	⑦項に、「PCB使用電気機器及びPCB含有シーリング材の有無について調査を行い」とありますが、しっかりと調査した上でない限りコスト算出が不可能です。この調査を目的とした提案前での現地立ち入り調査にほぼ1日が必要となり、かつシーリング材については検体を取った上で2週間程度の検査が必要になります。各応募者毎に可能な調査日程を頂くこと、および検体の取り出しは可能なのでしょうか？ 或いは、貴市にて事前調査されたリストを開示して頂いたうえで、開示頂いたリストから差異が生じた場合のリスクを貴市の負担という仕立てにして頂けないのでしょうか？	現地立ち入り調査は、考えていません。また、市が、事前調査を行う予定はありません。PCBなどの環境汚染物質リスクについては、市が負担することとしています。
72	30	第4	2	(1)	その他	⑧項に、「PCB使用安定器入り金属製箱1箱を保管しており」とありますが、移設は敷地内ということで宜しいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
73	30	第4	2	(1)	その他	PCB使用安定器入り金属製箱の大きさをご明示していただけないのでしょうか？	縦50cm、横50cm、高さ50cm程度です。
74	30	第4	2	(1)	その他	⑨項についてですが、放送室スタジオ以外でアスベストが確認された場合のリスクは、貴市の負担という理解で宜しいのでしょうか？ それ以外にも有るのであれば、明示して頂かない限りコスト算出が不可能です。是非とも貴市の責任で事前に調査の上開示して頂けないのでしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、事前調査を行う予定はありません。
75	34	第4	3	(1)	什器備品設置に係る要求水準	イ。「什器備品財産管理台帳」を作成するとありますが台帳のフォーマットは市の指定がありますか	市指定の「備品台帳」がありますので、それを使用してください。
76	34	第4	3	(2)	情報端末機器設置・システム構築	“エ 情報端末は、リース方式による調達を原則とする。”とありますが、“リース方式”に限定されるのはどのような意図からでしょうか。	情報端末機器及びシステムは、技術革新が早い傾向にあるため、適切な仕様や能力に更新するためです。
77	34	第4	4		工事監理業務	工事監理者は工事現場に常駐する必要は無いということで宜しいのでしょうか？	要求水準を満たす工事監理を前提として、事業者の提案に委ねます。
78	34	第4	4		工事監理業務	平成31年度は工事が行われない期間となりますが、その間は施設整備担当並びに工事監理担当は不在でも良いという事でしょうか？	ご理解のとおりです。
79	35	第4	5		施設引渡し業務	I期、II期とも引渡しは「2月末日まで」という理解で宜しいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
80	37	第5	7	(1)	総括責任者及び業務責任者	総括責任者と業務責任者の兼務は可能でしょうか。	可とします。

■要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
81	37	第5	7	(1)	総括責任者及び業務責任者	各業務の区分毎に「業務責任者」を定めとございますが、各業務の区分毎とは、設計業務、建設業務、維持管理業務、運営業務ということでしょうか。	維持管理業務及び運営業務における各業務です。
82	37	第5	7	(2) ア(イ)	調理責任者	調理責任者はSPCの従業員とするとありますが、SPCの従業員とせずに、構成企業や協力企業等から派遣するのみの形式でもよろしいでしょうか。	調理責任者はSPCの従業員として下さい。
83	37	第5	7	(2) ア(イ)	調理責任者	調理責任者はSPCの従業員とするとありますが、ここでいう「従業員」とはSPCに直接雇用される者に限らず、出向者等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	37	第5	7	(2)	業務担当者	「ア学校給食調理業務」における調理従事者の資格要件等において、アレルギー対応食責任者・食品衛生責任者等を調理責任者、調理副責任者が兼任してもよろしいでしょうか。	アレルギー対応食調理責任者及び食品衛生責任者については、調理責任者、調理副責任者及び調理業務従事者と兼務することは可能です。
85	37	第5	7	(2)	業務担当者	“ア 学校給食調理業務 (イ) 調理責任者はSPCの従業員とし、常時1名が給食室に常勤していることとする。”とありますが、“常時”、“常勤”とは具体的にどのような水準なのでしょうか。P.48の「10 用務員業務」のように、具体的な要求水準をご教示頂きたく存じます。	調理責任者は、給食提供日の業務実施時間において、業務に従事することを要求水準とします。
86	37	第5	7	(2)	業務担当者	「調理責任者はSPCの従業員とし」とありますがSPCが当該業務を委託する構成員又は協力企業の従業員でも可能としていただけないでしょうか。SPCが直接人を雇用した場合、雇用に伴う費用がかかりVMFに寄与しないと考えます。あくまでも市の要求する水準を満たすことを条件として調理責任者はSPCが委託する給食企業の従業員として頂けないでしょうか。	NO.82の回答をご参照下さい。
87	39	第5	9	(2)	光熱水費の等の負担	付帯事業に関する光熱水費等は、事業者の負担とするとありますが、学校全体の水光熱に関する契約は市が行うものと思慮いたします。そのため、事業者はその使用量をもとに市に対して支払いを行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	39	第5	10	(2)	火災保険等	貴市において火災保険等付保の予定はございますでしょうか。事業者による保険付保と重複の可能性もあるため確認させて頂くものです。	全国市有物件災害共済会による建物総合損害共済を予定しています。
89	40	第5	12	(1)	災害時前対応	万が一に火災、災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施しとございますが、地域防災拠点や、地域住民の避難所としてとして施設が利用される場合には、事業者はどこまでの業務を行う必要があるでしょうか。また、その際の避難場所として利用される場所は何処なのでしょうか。	災害時には学校施設が避難場所となり、給食室を利用した炊き出しを行うことも想定されます。そのため、災害時には被災状況を考慮の上、給食調理業務を行う会社に対して給食室を利用した炊き出し協力を依頼する場合があります。また、避難生活を送る場所としては、主に体育館や校舎を想定しています。

■要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
90	42	第6	1	(4)	業務の対象範囲	維持管理業務の対象となる既設の重層体育館及び部室（西側2棟）及び既存の外構施設について、現状行われている運転・監視、点検、保守の内容をお示しいただけないでしょうか。また、本事業の維持管理・運営期間開始までの間に、貴市において改修、修繕等を行う計画がございましたら併せてお示し下さい。	前段については、重層体育館と部室については建物保守業務として建築基準法にもとづく建築設備点検と消防設備点検を行っており、重層体育館は校舎と同様に機械警備を行っています。また、用務員業務において、清掃や除草、植木の管理や簡単な修繕、古墳部は、別途草刈業務を行っています。後段については、部室（西側1棟）のシャワー室改修工事を考えています。
91	43	第6	1	(5)	業務実施に当たっての考え方	ウ本施設において「付帯設備」とありますがこれは何を示しているのでしょうか。	建築設備に該当しない設備（特別教室の実験台等）を付帯設備としています。
92	47	第6	7	(2)	要求水準	「学校から排出される廃棄物（一般、産業）を適切にごみ集積所に排出し、適切に処分すること。」とあり、「ごみの運搬は市が行う」とあるように、運搬及び処分の費用は事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	47	第6	7	(2)	環境衛生管理業務要求水準	学校から排出される廃棄物は、事業系廃棄物の扱いにはならず、市の責任において処理され、事業者の役割はごみ集積所への排出と分別まで、との認識でよろしいでしょうか。	NO. 92の回答をご参照下さい。
94	47	第6	8	(2)	警備方法	事業者の責めに帰さない理由で機械警備が作動しない場合は警備員による人的警備を実施するとありますが、その際の増加費用は市にて別途負担していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	機械警備と巡回警備を併用するものとしており、機械警備が作動しない場合の代替措置であるため、増加費用について、市の負担は考えていません。
95	48	第6	9	(1)	業務内容	（既存施設から移設した備品を含む）に関して、保守点検、清掃、修繕等を適宜行うとありますが、移設備品は修繕方法が分からないもしくは、修理に必要な部品が手に入らない等、事業者では対応が出来ない懸念がありますので、移設備品は含まずとできませんでしょうか。	「既存施設から移設した備品」については、修繕の対象外とします。
96	48	第6	9	(1)	什器備品保守管理業務	既存の備品については、損傷の程度や更新時期などが、リストからだけでは判断が出来ず修繕・更新費用の算定ができません。従いまして、既存備品の維持管理については、修繕・更新業務の対象外として頂けないでしょうか？	NO. 95の回答をご参照下さい。
97	48	第6	9	(2)	要求水準	オ.「備品台帳」を作成し管理を確実に行うこととありますが、確実に言うこととはどう言うことでしょうか。具体的にお示し下さい。＜例えば、・・・年に一回全品突合を行う事とか＞	不備がないことを要求水準としています。

■要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
98	48	第6	10	(2)	要求水準	“イ”及び“エの表⑧”の“受託者”とは、事業者より維持管理業務を受託する者（維持管理業務にあたる構成員又は協力会社）と理解して宜しいでしょうか。“受託者”の定義をご教示願います。	ご理解のとおりです。
99	49	第6	11	(2)	情報端末	事業者（SPC）がリース契約をするとありますが、開始当初から「市」がリースする形式でもよろしいでしょうか。	リース契約の締結については、事業者が行ってください。なお、リース契約の契約者については、事業者から維持管理業務を受託する構成員又は協力会社についても認めます。
100	49	第6	11	(2)	情報端末機器保守点検業務	事業者が締結するリース契約とありますが、リース契約をする当事者はSPCから業務を受託する構成員及び協力企業でも可能との理解で宜しいでしょうか。	NO. 99の回答をご参照ください。
101	49	第6	11	(2)	情報端末	事業者（SPC）がリース契約をする場合、リース会社はSPCの直接の契約相手方になりますが、リース会社の要件は特に無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	49	第6	11	(2)	情報端末	事業者（SPC）のするリース契約は5年毎更新とありますが、更新時にリース料（金利）が変わる場合（上がる場合）、当該負担は「市」の負担でよろしいでしょうか。	物価変動によるリスクは、一定の指標を基に改定する予定であり、詳細は、入札説明書等に示します。
103	49	第6	11	(2)	要求水準	“ア情報端末機器及びシステムはリースとし、～事業者の締結するリース契約については、～”とありますが、導入手段を「事業者が契約締結するリース」に限定されるのは、どのような意図からでしょうか。	NO. 76の回答をご参照ください。
104	49	第6	11	(2)	要求水準	現時点では機器・システムの詳細は明らかではありませんが、業務として、長期間にわたる機器・システム更新を事業者側の負担とすることは、サービス水準や金額によっては、事業者によるコスト・リスク負担が困難となる事態も想定されますので、サービス水準や対価見直しの仕組み等詳細についても、ご教示願います。	初期導入時と同等のコストで、適切な仕様や能力に更新していくことを要求水準としています。したがって、サービス水準及び対価見直しは想定していません。
105	49	第6	11	(2)	情報端末機器保守点検業務	情報端末機器及びシステムはリースとありますが、リースに限定せず、要求水準を満たした上で、事業者の提案にさせていただけないでしょうか。	情報端末機器保守管理業務については、要求水準を満たすことで、リース以外の提案を認めます。契約締結については、事業者が行ってください。なお、契約者については、事業者から維持管理業務を受託する構成員又は協力会社についても認めます。
106	50	第6	12	(2)	修繕・更新業務	修繕更新業務の対象範囲として、既存の外構施設及び継続使用する備品は対象外との理解で宜しいでしょうか。	既存の外構施設については、ご理解のとおりです。継続使用する備品については、NO. 95の回答をご参照ください。

■要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
107	50	第6	12	(3)	修繕・更新業務 要求水準	事業者は、施設の引渡しに先立ち、施設の引渡しから事業期間終了までの修繕計画書を市に提出し、承諾を受けること。とございますが、入札金額には想定する修繕計画に基づく修繕費用も当然含まれていること、また、それに基づき提案書も作成することから、提案当初の修繕計画に基づき、施設整備期間中に当初施設計画から変更された部分が施設引渡しに先立ち提出する修繕計画に反映されていることをもって承諾されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	50	第6	12	(3)	修繕・更新業務 要求水準	施設維持管理台帳等の電子媒体とございますが、施設維持管理台帳は電子媒体として整備することが求められるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	51	第7	2	(1)	業務の内容	合宿所の利用として、給食提供（食事提供含む）はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	51	第7	2	(1)	業務の内容	給食室から出るゴミ、残滓・野菜クズ等の処理は、市の行う業務との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、グリストラップに堆積した汚泥の定期的な汲み取り及び処理は、事業者の業務となります。
111	55	第7	2	(5)	残渣及び厨芥の処理	事業者は残菜及び厨芥類などの廃棄物は、所定の位置に置くまでとし、敷地外処分は業務外との理解で宜しいでしょうか。	NO. 110の回答をご参照ください。
112	56	第7	2	(6)	業務の要求水準	「エ配缶、運搬及び回収」において、学生が給食配膳室まで給食を取りに来る（または返却）ため、事業者の業務としては給食配膳室までとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	56	第7	2	(6)	業務の要求水準	納品される食材には、泥つき野菜なども納品されるのでしょうか。	泥つき野菜なども納品されます。
114	57	第7	2	(6)	牛乳パックの処分	牛乳パックの処分に当たり費用は発生するのでしょうか。その場合は市が負担するとのことでしょうか。	牛乳パックの処分費用は市の負担です。
115	60	第8	2	(2)	市の掲示物	市等の掲示物の掲示について協力することとありますが、どのようなものを想定されているのでしょうか。	市のイベントの広報ポスターや各事業の啓発に関する掲示物等を想定しています。
116	60	第8	3	(1)	売店運営について	売店の営業開始は高校生の来店が見込めるⅡ期建設対象施設の供用開始後という理解でよろしいでしょうか	提案に委ねますが、Ⅱ期建設対象施設の供用開始後（平成34年4月）には営業を開始している必要があります。
117	60	第8	3	(1)	売店運営について	売店は売上が見込める時間が限られており、売上高も多くは見込めないため、売店の代わりに自動販売機を設置することで対応としてもよろしいでしょうか。	売店運営は必須業務です。

■要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
118	60	第8	3	(1)	売店運営について	売店で弁当を販売する場合、販売予測が困難なため賞味期限（衛生管理）の観点から在庫管理が極めて難しいものと思料します。弁当の販売は予約制とすることは可能でしょうか。	販売方法等は事業者の提案に委ねるため、弁当の予約販売を可とします。
119	60	第8	3	(1)	営業日及び営業時間	「営業日及び営業時間は、学校の開放時間を基本とする」とありますが、学校という閉鎖空間であること、授業があるため利用時間に制限があること、また販売品目から営業時間（売店）については、事業者の提案としていただけないでしょうか。	「営業日及び営業時間は、学校の開放時間を基本」として提案に委ねます。販売品目については、市と協議の上決定します。
120	60	第8	3		付帯事業	売店の運営については、利用者の対象が限定されているため、収益内容によって継続が困難になる可能性があります。採算内容によって貴市と協議の上撤退等に至ったとしても、事業者に対する事業契約解除並びにペナルティを課することは無いようにしていただけないでしょうか。	売店運営を要求水準としているので、撤退は不可としています。なお、売店部分の公有財産の使用料については、免除する予定であり、詳細は、入札説明書等に示します。
121	60	第8	3	(2)	独立採算	付帯事業を実施するにあたり、独立採算であるため、その業務が赤字となった場合、撤退してもよろしいのでしょうか。	売店及び自動販売機運営を要求水準としているので、撤退は不可としています。
122	60	第8	3	(3)	行政財産の使用	本事業における付帯事業は、利用者が非常に限定されており、事業性が非常に厳しくなることが予想されますので、使用料は免除としていただけないでしょうか。	入札説明書等に示します。
123	60	第8	3	(3)	行政財産の使用	使用料について、PFI法第71条2項による公有財産の使用を認めるとあります。付帯事業は、限定された利用者に対して行うため、同法律に基づき免除としていただけないでしょうか。	NO. 122の回答をご参照ください。
124	60	第8	3		売店運営、自動販売機の運営業務の基本的事項	売店運営業務については、主に前期課程の生徒しか在籍しない期間についての販売品目は文具類及び学用品のみとし、サービス購入型としていただけないでしょうか。	売店運営業務については、独立採算としています。なお、後期課程の生徒が在籍する期間は、売店運営業務を行う必要があります。前期課程の生徒のみが在籍する期間の実施については、事業者の提案に委ねます。
125	60	第8	3		自動販売機運営の要求水準	本事業は、供用開始年度には2学年（前期課程1年生+既存3年生）でその後段階的に生徒数が増えていく仕組みになっています。独立採算で業務を実施するにあたり自動販売機の設置台数については生徒数やニーズにより段階的に増やしていくことも可能でしょうか。	自動販売機の設置台数については、2台以上であれば、段階的に増やしていくことも可能です。
126	60	第8	3		自動販売機運営の要求水準	自動販売機の販売は飲料（アルコール飲料を除く）とありますが、飲料の種類についてはアルコール以外であれば炭酸飲料等制限はないとのことでしょうか。	市と協議の上、設置としています。なお、現大宮西高等学校では、炭酸飲料も販売しています。
127	61	第9	4	(2)	売店運営の要求水準	販売品目について記載がありますが、学用品、参考書等がありますが、日頃常時必要となるものではないため、販売形態としてカタログ販売としてもよろしいでしょうか。	日頃常時必要となるもの以外は、カタログ販売でも可とします。

■要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
128	61	第9	4	(2)	売店運営の要求水準	独立採算の収支を検討するにあたり、現状の高校にある売店の面積、営業時間、販売品目、単価、売上、水光熱費をご教示ください。	平成27年4月現在、売店等については、次のとおりです。なお、売上などについては公表しません。 ①食堂兼売店 面積：369.2㎡、営業時間：11:30～17:00頃、販売品目：飲食物、単価：市場より安価 ②売店 面積：3.24㎡、営業時間：11:40～13:25、販売品目：パン類、単価：市場より安価 ③売店 面積：35.5㎡、営業時間：9:40～15:50、販売品目：教育用品・コピーサービス ④自動販売機7台（3箇所） 面積：8.76㎡、販売品目：清涼飲料水・乳飲料、単価：市場より安価、（平成26年度売上本数約95,000本）
129	61	第9	4	(2)	売店運営の要求水準	販売品目について記載がありますが、学用品とありますが、具体的には何を想定されているのでしょうか。（体操着、柔道着、剣道着等は販売しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。）	学校利用者の利便性向上のため、学用品として、雨傘、レインコート、衣類、靴、楽器などを想定しています。販売品目については、事業者の提案に委ねます。（体操着、柔道着、剣道着等は、販売しなくてもかまいません。）
130		資料13			工程計画イメージ図	ステップ2における斜線網掛けが埋蔵文化財包蔵地にかかっていますが、これは埋文地も掘り返す等の前提でしょうか。その場合届出は必要だと思いますが、本件埋文地は過去に調査済みですか。	ステップ2において、埋蔵文化財包蔵地については、掘り返す前提ではありません。発掘調査は、古墳の周溝、重層体育館の工事箇所のみ実施しています。埋蔵文化財包蔵地で未調査の箇所については、掘削しない仮囲いでの対応をお願いします。
131		資料4			給食室	「※設備の一部はLPガスを使用する」とありますが、どの設備を想定しているのでしょうか。ご教示ください。	LPガスを使用（共用）できる回転釜を2つ以上想定しています。
132					既設図面	既設建物の電気設備の現況図を提示願えないでしょうか？受領資料には記載がございません。	既設建物の電気設備図面は、見当たりません。設計に伴い必要な調査については、事業者を実施をお願いします。
133						受領および受領予定資料に、既存の重層体育館の図面等が含まれておりません。当該資料も開示して頂きたい、早々にお出し頂けないでしょうか。	当該資料について、今後公表する予定です。
134						総合仮設計画等を作成するに当たり、正確な埋蔵文化財包蔵地及び市指定文化財の範囲を把握したいと思います、それぞれのCADデータがお有りでしたら早めに貸与・開示をお願いできないでしょうか。	埋蔵文化財包蔵地及び市指定文化財の範囲については、文化財保護課に確認してください。なお、さいたま市のホームページ（さいたま市地図情報）において、公表しています。

■要求水準書(案)に関する意見に対する回答

NO.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	回答
1	8	第1	8	(2)	要求水準の変更手続き	貴市或いは事業者のいずれか一方が自身の事由により要求水準の変更を要望する場合には、両者による協議を経て、合意の上、変更が決定されるプロセスとするよう、ご検討願います。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答NO.5をご参照ください。
2	34	第4	3	(2)	情報端末機器設置・システム構築	“エ 情報端末は、リース方式による調達を原則とする。”とありますが、必ずしもリース方式が最善の調達手法とは限りませんので、サービス水準の要求に留めて頂き、機器やシステムの調達手法自体は、リース以外の選択肢も取り得るよう、応募者の提案に委ねて頂きたく存じます。調達手段に多様性を持たせた方が、事業者の提案の余地が広がり、ひいてはVFMの向上に資するものと思料致します。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答NO.105をご参照ください。
3	34	第4	3	(2)	情報端末機器設置・システム構築	現時点では機器・システムの詳細は明らかではありませんが、長期間にわたる機器・システム更新を事業者側の負担とすることは、サービス水準や金額等によっては、事業者によるコスト・リスク負担が困難となる事態も想定されます。応募者にて十分な検討時間を確保できるよう、貴市が要求されるサービス水準・要件を早期にご開示頂くとともに、導入手法や事業期間中の対価見直しの仕組み等についても、可能であればご開示頂く情報を基に、応募前に貴市と応募者とで意見交換等できるよう、ご検討頂きたく存じます。	前段及び後段については、入札説明書等に示します。
4	37	第5	7	(2)	業務担当者	“ア 学校給食調理業務 (イ) 調理責任者はSPCの従業員とし、常時1名が給食室に常勤していることとする。”とありますが、SPCにて従業員を雇用することは、SPCの運営コストアップや業務負荷の増加要因となるため、VFMの低下に繋がります。SPCにて従業員を雇用せずとも、要求される業務の履行や資格要件の充足、サービス水準の維持・向上は可能ですし、その場合にも、貴市に対する業務履行の責任をSPCが負うことは免れません。調理責任者に限らず、業務に従事する者の選任、雇用形態等の人材調達手法は、応募者の提案に委ねて頂きたく存じます。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答NO.82をご参照ください。
5	49	第6	11	(2)	要求水準	“ア情報端末機器及びシステムはリースとし、～事業者の締結するリース契約については、～”とありますが、要求水準を満たしていれば、導入手段は必ずしもリースによる必要はないものと思われ、また、事業者が責任を持つ前提であれば、事業者自身が契約締結して導入する必要もないものと考えます。導入手段自体は事業者の提案に委ねて頂くようご検討願います。調達手段に多様性を持たせた方が、事業者の提案の余地が広がり、ひいてはVFMの向上に資するものと思料致します。	NO.2の回答をご参照ください。

■要求水準書(案)に関する意見に対する回答

NO.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	回答
6	49	第6	11	(2)	要求水準	機器・システムの導入手法自体が要求水準とされており、その手法も「SPCによるリース契約締結」に限定されていますが、必ずしもリースが最善の導入手法とは限りませんし、またSPC自身がリース契約者となることは、プロジェクトファイナンスによる外部金融機関からの資金調達を困難なものとし、SPCの資金調済コストや運営コストの増加、業務負荷の増加を招きかねません。 要求水準は、サービスの水準に留めて頂き、機器やシステムの導入手法自体は、SPCによるリース以外の選択肢も取り得るよう、応募者の提案に委ねて頂きたいと存じます。	NO. 2の回答をご参照ください。
7	60	第8			付帯事業	付帯事業においては、利用者が限定され、事業開始当初は生徒数も少数となる等、様々な制約もありますので、事業者にとって過度な負担とならぬよう、付帯事業の開始時期、使用料の免除、付帯事業不調時の事業中止等について、ご配慮頂けないでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答NO. 116からNO. 129をご参照ください。
8	60	第8	3	(3)	選定スケジュール	付帯事業においては、利用者が限定され、事業開始当初は生徒数も少数となること等、様々な制約もありますので、行政財産の使用にあたっては、使用料の免除、若しくは可能な限りの減免、或いは事業者による提案とすること、をご検討頂けないでしょうか。	売店部分の公有財産の使用料については、免除する予定であり、自動販売機の使用料については、入札説明書等に示します。
9	60	第8	3	(3)	行政財産の使用	使用料の詳細について入札公告時に明らかにするとのことですが、PFI法第71条第2項に基づいて是非とも無償使用として頂きたいと存じます。 また、仮に有償となる場合、使用料は独立採算事業の原価として事業検討に不可欠の情報であり、要求水準書にて開示されるべきものと考えますので、提案検討のために至急ご提示頂けないでしょうか。	NO. 8の回答をご参照ください。